

## 研究基盤支援プログラム（Sタイプ）に関する Q&A

平成 29 年 7 月

Q1：他の研究基盤支援プログラムとの併願は可能か？

A1：併願は可能です。但し、研究基盤支援プログラム（Sタイプ）（以下、Sタイプと記載）審査時に他の研究基盤支援プログラムでの採択状況等が考慮される可能性があります。

Q2：他の研究基盤支援プログラムでは科研費等の外部資金の受給による申請制限があったが、Sタイプでも同種の制限がかかるのか？

A2：Sタイプでは研究資金の受給状況は問いません。

Q3：募集要項にあるテニュアトラック制による教員（教授を除く）とは何か？

A3：国立大学法人筑波大学教員のテニュアトラック制に関する規程（平成 19 年 2 月 22 日法人規程第 8 号）第 2 条（3）に定義しているテニュアトラック教員と同義です。具体的には現在テニュアトラック期間中の教員を指します。

Q4：テニュアトラック制ではなく、任期付で雇用されている教員は対象か？

A4：対象外です。

Q5：任期の定めのない助教・講師・教授は対象か？

A5：対象外です。

Q6：運営費交付金機能強化経費により雇用されている教員は対象か？

A6：対象外です。

Q7：病院講師は対象か？

A7：対象外です。

Q8：国際テニュアトラック教員は対象か？

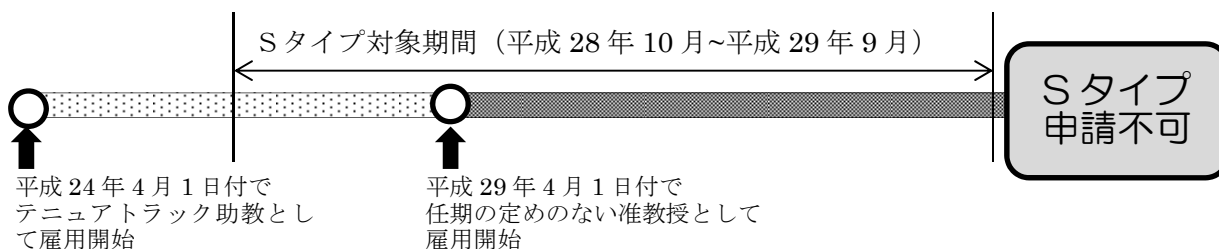
A8：国際テニュアトラック教員は対象に含めます。

Q9：平成 28 年 6 月に雇用されたが、今回の S タイプに申請できるか。

A9：平成 28 年 10 月以降に雇用された方が対象になるため、平成 28 年 9 月以前に雇用開始した方は申請できません。

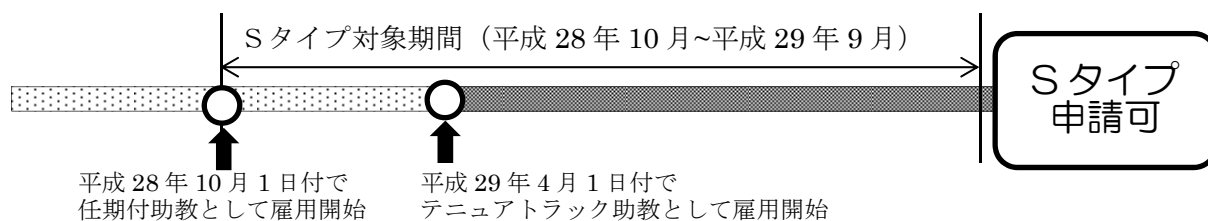
**Q10**：平成 29 年 3 月までテニュアトラック制の助教として雇用されていた。テニュア獲得に係る審査の結果、平成 29 年 4 月から任期の定めのない准教授として引き続き本学に雇用されたが S タイプの申請資格はあるか。

**A10**：過去に本学教員として雇用経験のある方については、本学の雇用開始日が平成 28 年 9 月以前の場合は申請不可です。※但し、テニュアトラック制の助教としての雇用開始日が平成 28 年 10 月以降であれば申請可能です。



**Q11**：平成 29 年 3 月まで任期付助教として本学に雇用されていた。平成 29 年 4 月からテニュアトラック制の助教として引き続き本学に雇用されたが S タイプの申請資格はあるか。

**A11**：過去に本学教員として雇用経験のある方については、本学の雇用開始日が平成 28 年 9 月以前の場合は申請不可です。※但し、任期付助教としての雇用開始日が平成 28 年 10 月以降であれば申請可能です。



**Q12**：平成 29 年 3 月まで研究員として雇用されていた。平成 29 年 4 月からテニュアトラック制の助教として引き続き本学に雇用されたが S タイプの申請資格はあるか。

**A12**：研究員としての本学での雇用履歴は問いませんので申請可能です。

**Q13**：平成 29 年 3 月まで他大学で助教として雇用されていた。平成 29 年 4 月から任期の定めのない准教授として本学に雇用されたが S タイプへの申請資格はあるか。

**A13**：他大学での雇用履歴は問いませんので申請可能です。

**Q14**：採択された場合、平成 29 年度の経費はいつから使えるようになるのか？

**A14**：平成 29 年 11 月頃の予定です。2 年度目以降の経費は年度が到来した月から使用可能

になる予定です。なお、経費の年度繰越は不可のため、平成 29 年度の経費が執行できる期間は約 4～5 ヶ月です。申請書の作成時にはその点ご注意願います。